

議案第 16 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

小城市教育員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

乳児等通園支援事業を令和 8 年度から開始することに伴い、小城市教育委員会事務局組織規則を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表保育幼稚園課の項中（10）を（11）とし、（9）を（10）とし、（8）を（9）とし、（7）の次に次のように加える。

（8） 乳児等通園支援事業に関する事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第16号 小城市教育委員会事務局組織規則（平成17年小城市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行		改正後（案）	
（分掌事務） 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。		（分掌事務） 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	
課名	分掌事務	課名	分掌事務
教育総務課	（略）	教育総務課	（略）
保育幼稚園 課	(1)～(7) （略）	保育幼稚園 課	(1)～(7) （略）
	(8)～(10) （略）		(8) <u>乳児等通園支援事業に関すること。</u> (9)～(11) （略）
学校教育課	（略）	学校教育課	（略）